

令和6年

12月市議会定例会条例案

議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正
する条例…………… 3

議案会第17号

豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月26日提出

提出者	豊橋市議会議員	古 関 充 宏
	同	向 坂 秀 之
	同	川 原 元 則
	同	本 多 洋 之
	同	尾 林 伸 治
	同	星 野 隆 輝
	同	土 屋 祐 司

豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例（平成10年豊橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。 （1）・（2）（略） <u>（3） 地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除に関すること。</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。 （1）・（2）（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う契約の解除について適用する。

理 由

本案を提出するのは、地方自治法等に基づき議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除を議決事件とするため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。